

○ 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則（昭和二十八年総理府令第九十一号）

改正案	<p>(略)</p> <p>電気事業の用に供する償却資産（専用鉄道に係るものを除く。）</p> <p>一 二 略</p> <p>三 太陽光発電設備</p>	<p>当該償却資産が所在する市町村</p>	<p>四 略</p> <p>五 略</p> <p>六 略</p> <p>七 略</p> <p>八 略</p>
現行	<p>(略)</p> <p>電気事業の用に供する償却資産（専用鉄道に係るものを除く。）</p> <p>一 二 略</p> <p>(新設)</p>	<p>当該償却資産が所在する市町村</p>	<p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>五 略</p> <p>六 略</p> <p>七 略</p>

所在する市町村に配分する。ただし、当該設備の水平投影面が二以上の市町村にわたる場合にあつては、当該水平投影面の面積に按分する。

(略)	<p>         鉦業所等に係る償却資産          一 三 略          四 機械及び装置（鋼索を除く。以下同じ。）並びに工具、器具及び備品       </p>	<p>         当該償却資産が所在する市町村       </p>	(略)	<p>         鉦業所等に係る償却資産          一 三 略          四 機械及び装置（鋼索を除く。以下同じ。）並びに工具、器具及び備品       </p>	<p>         当該償却資産が所在する市町村       </p>
<p>         所在する市町村に配分する。ただし、当該機械及び装置並びに工具、器具及び備品を収容する建物又は当該機械及び装置の水平投影面が二以上の市町村にわたる場合にあっては、当該建物の床面積又は当該水平投影面の面積に按分する。       </p>	<p>         所在する市町村に配分する。ただし、当該機械及び装置並びに工具、器具及び備品を収容する建物又は当該機械及び装置の水平投影面が二以上の市町村にわたる場合にあっては、当該建物の床面積又は当該水平投影面の面積に按分する。       </p>	<p>         所在する市町村に配分する。ただし、当該機械及び装置並びに工具、器具及び備品を収容する建物又は当該機械及び装置を設置する場所が二以上の市町村にわたる場合にあっては、当該建物の床面積又は当該場所の面積にあん分する。       </p>	<p>         所在する市町村に配分する。ただし、当該機械及び装置並びに工具、器具及び備品を収容する建物又は当該機械及び装置を設置する場所が二以上の市町村にわたる場合にあっては、当該建物の床面積又は当該場所の面積にあん分する。       </p>	<p>         所在する市町村に配分する。ただし、当該機械及び装置並びに工具、器具及び備品を収容する建物又は当該機械及び装置を設置する場所が二以上の市町村にわたる場合にあっては、当該建物の床面積又は当該場所の面積にあん分する。       </p>	<p>         所在する市町村に配分する。ただし、当該機械及び装置並びに工具、器具及び備品を収容する建物又は当該機械及び装置を設置する場所が二以上の市町村にわたる場合にあっては、当該建物の床面積又は当該場所の面積にあん分する。       </p>